

決算特別委員会（令和2年10月1日～10月12日）

高橋雅成議員の質疑

学校における性に関する指導と人権教育について <10月7日>



（高橋議員） 「学校における性に関する指導」というのは、私たちの世代では「性教育」といっていましたが、どこで、このような言葉に変わったのでしょうか。中身も変わったのでしょうか。

（体育スポーツ健康課長） 平成27年、28年頃、「性に関する指導」という文言に変わりました。平成17年中央教育審議会



で審議の結果、中間報告の段階では、「性教育」「性に関する教育」「性に関する指導」などの名称に関して、様々な意見が出たところでは、最終的には、平成20年の中教審で統一された名称となっております。それに伴い、学習指導要領の改正に伴い、「性に関する指導」という名称を使うこととなっております。文部科学省が主催する研修会においても「性に関する指導」が使われておりますので、本県でも、その名称を使用することとしています。

（高橋議員） 内容は何か変わったのでしょうか。

（体育スポーツ健康課長） 内容については、何か大きく変わったことはありません。

（高橋議員） 学校における性に関する指導はどのように行われているのか、資料に沿って説明を求めます。

（体育スポーツ健康課長） 学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科の授業はもとより、道徳科や特別活動等において、科学的知識、命の大切さ、男女の相互理解等について、生徒の実態や

発達段階に応じて保護者との連携を図りながら、計画的・系統的に実施しています。

その指導の中心となる保健の授業は、小学校では第3学年から第6学年までの間に24単位時間程度、中学校では3年間で48単位時間程度、高等学校では入学年次とその次の年次にそれぞれ1単位、合計70単位時間学習することとなっており、性に関する指導は、その時間の一部において行われています。

小学校では第4学年で思春期の体の変化について、中学校では第1学年で生殖に関わる機能の成熟、第3学年でエイズ及び性感染症の予防について、高等学校では中学校までの学習内容を踏まえ、結婚生活と健康について学習することとなっています。

小学校では、主に学級担任が指導し、中学校・高等学校では主に保健体育の教科担任が指導しています。また、本県では平成2年度から県立高等学校に産婦人科医及び精神科医を派遣し、講演や個別相談等を行う「性と心の健康相談事業」を実施しています。併せて、平成30年度から、性に関する問題の低年齢化を踏まえ、公立中学校及び県立特別支援学校にも産婦人科医や助産師等の外部講師を派遣し、講演や個別相談を行うとともに、推進委員会の設置や実践研究を行う、「性に関する指導推進事業」を実施しており、性に関する指導の充実に向けた取り組みを進めています。

(高橋議員) 性に関する指導は、小学校の体育、中学校の保健体育、高等学校の科目保健の中で行われています。小学校の体育、中学校の保健体育、高等学校の科目保健にはそれぞれの目標があると思いますが、その目標は何か、お伺いします。

(体育スポーツ健康課長) 学習指導要領において、体育科・保健体育科の「保健」に関する目標は、小学校及び中学校においては、生涯にわたって心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成すること、高等学校においては、生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育成することと示されています。

体育科・保健体育科における性に関する指導もそれらの目標に則り行われています。

(高橋議員) 生涯にわたる心身ともの健康と環境を保持するという目標は大変素晴らしいと感じました。意義も大きいと思いました。

しかし、思春期に異性への関心が高まるなどとの内容により、LGBTなど性的マイノリティ当事者の児童生徒が傷つくことを懸念しています。性的マイノリティの子どもはクラスに1人から2人はいると判断されます。彼らが、自分はみんなと違う異常な存在だと、間違った認識を持つことが心配です。

従って、性的マイノリティの子どもたちが教室にいることを前提として、指導に当たっては丁寧な配慮が必要だと思いますが、どのような配慮がなされているのかお伺いします。

(体育スポーツ健康課長) 昨今の性に関する児童生徒を取り巻く状況の多様化を踏まえて、すべての児童生徒が苦痛を感じず学校生活を送れるような教育的配慮がなされることは必要であると認識しています。

そのため、県教育委員会としては、性に関する指導推進委員会を立ち上げ、性に関する指導を行う上での課題やその解決策等について協議を行っています。また、性に関する専門的な知見がある外部講師を派遣し、効果的な指導方法について実践研究を進めています。

また、性と心の健康相談等において、性的マイノリティに関する相談についても個別に対応しています。

(高橋議員) 全国的には、性に関する指導の指針のようなものを作っている県や市町村の教育委員会がありますが、福岡県は持っていますか。

(体育スポーツ健康課長) 性に関する教師用の資料については、平成17年に作成したのですが、時代と状況も変わっていますので、改訂を考えています。

(高橋議員) 新学習指導要領の中でクローズアップされたカリキュラム・マネジメントとは何か、説明をお願いします。

(体育スポーツ健康課長) カリキュラム・マネジメントとは、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。

(高橋議員) 児童生徒の実態を把握し、教育の目標、目的の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくというカリキュラム・マネジメントの視点は非常に重要だと思います。性に関する指導に当たっては、人権の視点が極めて重要だと考えます。性に関する指導と人権教育との連携はどう図っているか、お尋ねします。

(人権同和教育課長) 保健体育科の「性に関する指導」など各教科の内容と関連する個人権課題の学習については、それぞれの学習内容と実施時期を考えながら指導を進めることが、双方の理解を深めるうえで効果的であります。

性的マイノリティに関する指導については、この観点から、研究指定校において、保健体育科、家庭科、社会科等の教科と道徳、学級活動等の時間を活用した人権学習とを教科等横断的に関連させた指導を行うことによって、児童生徒の多様な性のあり方に関する理解の深まりや、自他の価値を尊重しようとする意欲等の高まりなどの成果が見られたところです。

県教育委員会としては、このような研究指定校による指導例を指導者向け学習資料において紹介するとともに、各教科や道徳、特別活動等それぞれの特質に応じて人権教育の全体計画を作成するよう、研修会等において指導しています。

(高橋議員) 現場での指導の実態を見ると、性的マイノリティに関する教職員の理解は、まだ不十分であると感じる。また、子どもたちにもきちんと伝わっているか心配です。県教育委員会として、どのように改善を図っていくのか、説明してください。

(人権同和教育課長) 性的マイノリティの指導にあたっては、教職員の正しい理解と、きめ細かに対応できる確かな人権感覚が求められます。

そのため、教職員を対象にした人権研修会等において、性的マイノリティに関する講義や、具体的事例をもとにした演習等を実施し、教職員の知識や理解を深め、人権感覚を高める取り組みを実施しています。

今後、さらに研修内容や方法を工夫し、性的マイノリティに関する教職員の認識を深めてまいります。

(高橋議員) 「性に関する指導」の中では、男女共習となっていますが、それを未だに分けていると聞きました。制服の選択制でスカートやスラック

スを自由に選択できる学校はたくさんあります。入学式で説明しているその横で、担任の先生が、「制服を選択できるのは、女子だけだぞ」と叫んだことを見聞きしました。全く性的マイノリティということを、理解できていない証拠だと思います。このようなことに対し、今後、どうするのか、副教育長の決意を伺います。

（副教育長） 学校には、性的マイノリティをはじめ、さまざまな人権上の課題と向き合っている児童生徒がいることを想定し教育活動を進めることが求められており、教職員の不適切な言動等によって、新たな差別や偏見を生み出すことがないように留意する必要があります。

そのためには、指導にあたる教職員が、個別の人権課題に対する確かな知的理解と人権感覚を身に付けることが不可欠であります。

県教育委員会としましては、このような認識のもと、今後も、研修内容や方法を工夫して、一人ひとりの教職員が多様な性のあり方に関する理解や人権感覚を高め、児童生徒の指導にあたれるよう努めてまいります。

（高橋議員） このことに関しては、教育長の考えを聞きたいと思うので、教育長に対する保留質疑をお願いします。